

# 「羽曳野市男女共同参画推進条例」の概要

この条例では、次のことが定められています。

- 男女共同参画の推進に関する基本理念
- 性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項
- 市、市民、事業者及び教育関係者の責務
- 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

**基本理念について（第3条）** 男女共同参画を推進していくための基本的な考えについて、7項目にわたり定めています。

- **個人の人權の尊重**  
個人としての尊厳を重んじ、性別等によって差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されるようにし、男女間のあらゆる暴力が根絶されるようにしましょう。
- **社会制度や慣行についての配慮**  
性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における活動において自由な選択ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考えていきましょう。
- **政策決定の場への共同参画**  
男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案や決定に共同して参画できる機会を確保していきましょう。
- **家庭生活における活動と社会生活における活動の両立**  
家族を構成する男女が、家庭生活において互いに協力し、仕事や地域などの社会生活において対等に参画し、両立できるようにしましょう。
- **性と生殖に関する健康と権利の尊重**  
男女が互いの身体的特徴や心身の変化について理解を深め、意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように考えていきましょう。
- **性同一性障害を有する人等への人權の尊重**  
男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの人權について考えていきましょう。
- **国際社会との協調**  
男女共同参画の取り組みについては、国際的な動向に協調して推進していきましょう。

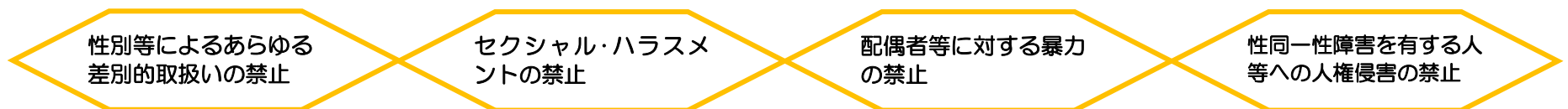


## 責務について（第4～7条）

- **市の責務** -  
関係機関と連携を図りながら、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女共同参画施策を策定、実施します。
- **市民の責務** -  
家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。
- **事業者の責務** -  
事業活動において男女共同参画の推進に努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。
- **教育関係者の責務** -  
男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。

## 禁止事項・配慮について（第8・9条）

○社会のあらゆる分野において、直接的または間接的を問わず性別等による男女共同参画の推進を阻害する差別的取扱いを禁止することを定めています。



○ポスターや看板、広告など、すべての人が公衆に表示する情報は、表現の自由を尊重しつつも、人々の意識に大きな影響を及ぼすと考えられるため、性別による固定的な役割分担意識や男女間におけるあらゆる暴力、性の商品化を助長し、連想させる表現や過度の性的表現をしないよう配慮しなければならないことについて定めています。

**基本的施策について（第10～18条）** 男女共同参画を推進するための施策の基本となる事項を定めています。

- 羽曳野市男女共同参画推進プランを策定します。
- 男女共同参画について十分理解してもらうため、**広報活動**や**情報提供**を行います。
- 男女共同参画に関する意識を育む**教育を推進するための支援**を行います。
- 男女共同参画施策を策定するための**調査研究**を行います。
- 市民、事業者及び教育関係者と協力し、**男女間の参画する機会の格差を解消**するよう事態に応じて必要な手続きをとります。
- 本市が実施する男女共同参画施策又はその他の施策について、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する**意見、苦情の申し出を受け付け**ます。
- 性別等による差別的取扱い等の**相談**を受け、適切な対応に努めます。
- 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な**体制の整備や措置**を講じるよう努めます。
- 羽曳野市男女共同参画推進プランや男女共同参画を推進に関する重要事項について、調査審議する**羽曳野市男女共同参画推進審議会**を設置する。

## （羽曳野市男女共同参画推進審議会について）

・委員は、15人以内とし、学識経験者・関係機関又は団体の構成員・公募に応じた市民などで構成します。また、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないよう構成します。